

石綿事前調査結果報告に関するQ&A

質問	回答
アカウントは会社で1つしか取得できないのか。	「エントリー」アカウントは複数取得できます。「プライム」アカウントは原則1社につき1つのアカウント取得となります。
アカウントを部署ごとに取得しようと考えているが、「エントリー」「プライム」どちらを取得すればよいか。	どちらを取得しても構いません。事業所の事情に応じて取得してください。
PCの操作スキルに不安があるため紙で報告したいが可能か。	可能です。紙で報告する場合は、大気汚染防止法に基づく報告と石綿障害予防規則に基づく報告をそれぞれ行う必要があります。スマートフォンからの報告も可能ですのシステムからの報告にご協力ください。
下請業者が代理入力することは可能か。	報告義務は元請業者にあり、下請業者のアカウントで報告することはできません。
いつまでに報告すればよいか。	事前調査の結果が出てから速やかに報告することとしており、遅くとも工事開始前までに報告してください。
令和4年4月1日から着工する工事が報告対象となるが、「工事着工」とはいつからか。	大気汚染防止法では、明確に定義づけされておられないので個別判断となりますが、基本的には現場で作業を始める日と考えております。
報告はいつからできるのか。	令和4年3月18日から運用が開始されておりますので、既に報告できる状況です。
追加工事(契約変更)により報告対象となった場合はどのタイミングで報告するのか。	追加工事分の事前調査が既に終わっていれば、報告対象になるとわかった時点で速やかに報告してください。
請負代金が100万円以上だと報告対象となるが、請負金額にはどこまで含まれるのか。	材料費、廃棄物の収集運搬費及び処分費、消費税を含めた作業全体の請負代金の額をいいます。なお、事前調査の費用は含みません。
1つの工事で複数の契約があった場合はどのような取扱いになるのか。	契約ごとの報告になりますので、契約ごとに報告が必要か確認してください。 なお、複数の契約でも元請業者が同じ場合は1つの契約とみなします。
報告後に内容修正・取下げはできるのか。	事業者において修正・取下げが可能です。なお、修正は解体等工事の期間中のみ可能です。
新規申請画面の②調査入力について、建材ごとに「石綿含有の有無」について入力する欄があるが、そもそも対象建築物に建材が使用されていない場合はどうしたらよいか。	対象建築物に使用されていない建材の欄は入力不要です。 例えば、対象建築物にケイ酸カルシウム板第1種が使用されており、調査した結果、石綿非含有であった場合は「石綿含有の有無」欄の「無」にチェックを入れます。対象建築物にそもそもケイ酸カルシウム板第1種が存在しない場合はチェックは入れずに空欄のままにします。
新規申請画面の②調査入力について、建材ごとに「石綿含有の有無」について入力する欄があるが、「下地調整材」はどうすればよいか。	「下地調整材」は「その他の材料」欄に入力してください。
元請業者に有資格者がいない場合は事前調査を外部委託してもよいか。	問題ありません。その場合は申請画面の「事前調査を実施した者」欄に有資格者の名前を入力してください。なお、外部委託した場合でも事前調査に対する責任は元請業者にあります。
システムの仕様に関する質問はどこにすればよいか。	システム内に「お問い合わせ」ページがありますのでそちらをご利用ください。フォームによる問い合わせ、電話による問い合わせをご利用できます。 なお、大気汚染防止法に関するご質問は山形市環境課へお問い合わせください。